

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 事故種類                             | 衝突   |
| 発生日時                             | 平成30年9月26日 01時42分ごろ  |
| 発生場所                             | 三重県鳥羽市 <sup>とつし</sup> 答志漁港北西方沖<br>伊勢湾第4号灯標から真方位241° 2.3海里付近<br>(概位 北緯34° 39.0′ 東経136° 48.0′)   |
| 事故の概要                            | 貨物船第十八文栄丸 <sup>ぶんえい</sup> は、北進中、また、漁船菊丸 <sup>きく</sup> は、漂流中、両船が衝突した。   |
| 事故調査の経過                          | 平成30年9月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 貨物船 第十八文栄丸、202トン<br>132765、文殊汽船株式会社<br>B 漁船 菊丸、8.5トン<br>ME2-5338（漁船登録番号）、個人所有  |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長A、五級（航海）<br>機関長A、四級（航海）、四級（機関）<br>B 船長B、一級小型・特殊・特定   |
| 負傷者                              | なし   |
| 損傷                               | A 右舷船首部外板に擦過傷<br>B 左舷船側部外板及び船底外板に亀裂  |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好<br>海象：波向 北西、波高 約1m   |
| 事故の経過                            | A 船は、船長A、機関長A及び航海士1人が乗り組み、法定灯火を表示し、機関長Aが単独で船橋当直に就き、北進中、機関長Aが、船首方に白色点滅灯の灯光及び同灯光の右方に赤色点滅灯の灯光を認め、両灯光に意識を向け、B船に気付かずに赤色点滅灯を左舷に見て通過しようとして右転したところ、B船と衝突した。<br>A 船は、本事故当時、法令に定められている甲板部の航海当直に係る職員が1人不足した状態で運航していた。<br>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、マスト頂部に紅色全周灯及び船首部に赤色点滅灯をそれぞれ点灯し、さわら流し網の一端の赤色点滅灯にロープをつなぎ、船首を北西方に向け、機関を停止して漂流していた。<br>B 船は、船長Bが、操舵室の椅子に座り、船首方の流し網の張り具合を見ながら漂流を続けていたところ、間近に左舷船尾方から接近するA船を認め、操舵室の右舷側に逃げたとき、A船と衝突した。<br>B 船は、本事故当時、航海灯を表示していなかった。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p><b>分析</b></p>    | <p>A船は、北進中、機関長Aが、船首方の流し網漁の白色点滅灯の灯光及び同灯光の右方に赤色点滅灯の灯光を認めた際、両灯光に意識を向けながら航行したことから、B船に気付かずに赤色点滅灯を左舷に見て通過しようと右転し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、船首方の流し網の張り具合を見ながら漂泊を続けたことから、A船が間近に接近するまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>  |
| <p><b>原因</b></p>    | <p>本事故は、夜間、A船が北進中、B船が漂泊中、機関長Aが、船首方に流し網漁の白色点滅灯の灯光及び同灯光の右方に赤色点滅灯の灯光を認めた際、両灯光に意識を向けながら航行したため、B船に気付かずに赤色点滅灯を左舷に見て通過しようと右転し、また、船長Bが、船首方の流し網の張り具合を見ながら漂泊を続けたため、A船が間近に接近するまで気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>   |
| <p><b>再発防止策</b></p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、船首方のみ意識を向けることなく、また、目視だけでなくレーダー等の航海計器を適切に使用して見張りを行うこと。</li> <li>・漂泊中であっても、船尾方を含む全周に渡って適切な見張りを行うこと。</li> <li>・法令に定められている甲板部の航海当直に係る定員を乗船させて運航すること。</li> <li>・夜間、法定灯火を表示すること。</li> </ul> |